

## 西村あさひ法律事務所

## 経済安全保障推進法アップデート

## 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(基本指針案等の公表)

独禁 / 通商・経済安全保障ニュースレター

2023年2月13日号

執筆者:

E-mail✉ [桜田 雄紀](#)E-mail✉ [平家 正博](#)E-mail✉ [根本 拓](#)

昨年5月に成立・公布された、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「推進法」又は「法」という。)<sup>1</sup>は、①重要物資の安定的な供給の確保(法第2章)、②基幹インフラ役務の安定的な提供の確保(法第3章)、③先端的な重要技術の開発支援(法第4章)、及び④特許非公開化による機微な発明の流出防止(法第5章)の4つの柱により構成されるところ、このうち、①と③の部分については、昨年8月1日より施行され、制度の運用が開始しているところである。他方、②と④については、推進法の公布からまず1年以内に、制度の基本指針を定めることとされていた(法附則1条2号、法49条、65条)。

今般、経済安全保障法制に関する有識者会議も経たうえて、②と④の2つの施策について、それぞれの制度の大枠の方向性を規定する基本指針案<sup>2</sup>が公表され、2月11日よりパブリックコメント(意見募集期間:3月12日まで)が開始された。また、基本指針案とあわせて、2月8日に開催された経済安全保障法制に関する[有識者会議の資料](#)として、対象となる基幹インフラ事業者の指定基準の概要などの関連資料が公表された。

本稿では、公表された2つの基本指針案のうち、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針案(以下「本基本指針案」という。)の概要、そして、有識者会議資料として公表された規制対象となる基幹インフラ事業者の指定基準案の概要等について、速報的に解説を行うものである。なお、別途の記載がない限り、本稿での条文番号は推進法の条文番号(未施行部分を含む。)を意味する。また、本稿では、わかりやすさを重視するため、推進法の用語をあえて用いず簡略化した形で説明を行っている場合がある点に留意されたい<sup>3</sup>。

## 1. 制度概要のおさらい

- インフラ事業者の一定の重要設備は、我が国の外部から行われる基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害する行為(特定妨害行為)の手段として使用されるおそれがあることから、推進法により、その導入や一定の維持管理等(重要維持管理等)の委託を行う場合は、インフラ事業者に対して事前にその導入・重要維持管理等の委託に関する計画書を国に対する届け出を行うことを求め、国による審査を受ける必要があるとする制度が導入された(法第3章)。
- 国は、本制度により規制対象となる重要設備(特定重要設備)が、特定妨害行為(後記2.参照)の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、届け出を行った事業者に対し、必要な措置を講じたうえて導入等を行うことや、導入等の中止を勧告・命令することができる(法52条6項)。

<sup>1</sup> なお、経済安保推進法については、弊事務所ニュースレター([経済安全保障推進法の内容と外国企業への影響、サプライチェーンの強靱化に係る支援対象物資\(特定重要物資\)の指定](#))や、雑誌 NBL 掲載の桜田雄紀「経済安全保障推進法 Q&A50 問」(NBL、1226(2022.09.15)号、1227(2022.10.01)号)等も参照されたい。

<sup>2</sup> 「[特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針\(案\)](#)」及び「[特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針\(案\)](#)」

<sup>3</sup> 例えば、「特定社会基盤事業者」について「規制対象となるインフラ事業者」、「特定重要設備」について「規制対象となる重要設備」などとしている。

- 本制度により規制対象となるインフラ事業者(特定社会基盤事業者)は、概要、以下の 14 の事業を営むもののうち、今後政令で定められる重要なインフラ役務(特定社会基盤役務)を提供するものであって、今後主務大臣が省令で定める基準に該当するものとして指定される事業者である(法 50 条 1 項、2 項)。

電気、ガス、石油、水道、鉄道、貨物自動車運送、外航貨物運送、航空、空港、電気通信、基幹放送郵便、金融、クレジットカード

## 2. 本基本指針案のポイント

- 推進法上、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針において規定すべき事項が定められているところ(法 49 条 2 項)<sup>4</sup>、本基本指針案においても、概ねこれに沿った形で、制度運用に当たっての基本的な方向性、対象事業者の指定に関する基本的事項、規制対象となる事業者(特定社会基盤事業者)や重要設備(特定重要設備)、重要維持管理等の指定に関する考え方、事前届出や審査に関する考え方等が示されている。
- 以下では本基本指針案のうち、特に注目すべき点について言及する。なお、下表の章、節については、特にことわりのない限り、本基本指針案に関するものである。

### 特定妨害行為(第 1 章第 3 節)

- 以下の行為等が特定妨害行為に含まれ得る。
  - 我が国の外部から基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害しようとする主体が、特定重要設備等の供給者又は重要維持管理等の委託を受けた者から得た当該重要設備の脆弱性に関する情報を用いて、**ウイルスに感染させ、特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる行為**
  - 我が国の外部から基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害しようとする主体の影響を受けた特定重要設備等の供給者が、**不正なプログラムを埋め込み、そのプログラムにより当該特定重要設備の機能を停止させ、又は低下させる行為**
  - 我が国の外部から基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害しようとする主体が、特定重要設備等の供給者等から得た、当該特定重要設備の脆弱性に関する情報を用いて、特定重要設備に**不正アクセスして操作を行い、又は情報の滅失、改ざん等を通じて本来意図した動作とは異なる動作をさせる行為**。
- サイバー攻撃等の電磁的な方法によるものだけでなく、物理的な方法によるものも想定される。
- 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託とは関係のない第三者が行う妨害行為や、我が国の外部から基幹インフラ役務の安定的な提供を妨害しようとする主体との関わりがない妨害行為は対象外とされる。

### 特定社会基盤事業者の指定に関する基本的な事項 (第 2 章第 1 節～第 3 節)

- 特定社会基盤事業者の指定基準は、**①事業規模又は②代替可能性のいずれか又はその両方を考慮し、事業ごとの実態を踏まえて定める。**
- 指定基準は、関係者の意見を幅広く聴取する等し、客観性及び妥当性を確保した上で定める。
- 特定社会基盤事業者の指定に当たっては、**①適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮し、②中小規模の事業者の指定についてはより慎重に検討を行う。**
- 事業所管大臣は、指定基準について不断に見直しを行うとともに、指定された事業者が基準を満たしているかを、適当な期間ごとに確認する。

<sup>4</sup> ①特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本的な方向性に関する事項(特定妨害行為の具体的内容に関する事項を含む。)、②特定社会基盤事業者の指定に関する基本的な事項(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。)、③特定社会基盤事業者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項、④特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に当たって配慮すべき事項(特定重要設備及び重要維持管理等を定める主務省令の立案に当たって配慮すべき事項を含む。)、⑤特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な特定社会基盤事業者その他の関係者との連携に関する事項、⑥①～⑤のほか、特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関し必要な事項。

特定重要設備に関する基本的考え方 (第3章第1節)

- 特定重要設備として定められる設備の例として、①その機能が停止又は低下すると、役務の提供ができない事態を生じ得る設備、②その機能が停止又は低下すると、役務の提供は停止しないが、役務が備えるべき品質・機能等が喪失又は低下した状態を生じ得る設備、③その機能が停止又は低下すると、役務の提供を直接阻害するものではないが、安定的な提供の継続を阻害し得る設備が挙げられる。
- 特定重要設備にはプログラムが含まれ、また、設備、機器又は装置にもプログラムを含むものがあるところ、それらについては、導入等計画書に記載した機能に関係する変更を加える場合(新たな機能の追加を行う場合を含む。)は、原則、導入等計画書の変更の届出、新たな特定重要設備の導入の届出又は構成設備の変更の報告が必要(導入等計画書に記載した機能に関係する変更を伴わない変更を行う場合については、軽微な変更として届出等を不要)。

重要維持管理等に関する基本的な考え方 (第3章第2節)

- 特定重要設備の維持管理には、当該特定重要設備の保守点検、機器・部品の交換、プログラムの更新が含まれ、特定重要設備の操作には、特定重要設備を運用し制御する操作を行うことが含まれ得る。
- 再委託を行った重要維持管理等の委託については、最終的に委託を受けた者までの情報が導入等計画書に記載されることが原則。
- ただし、再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合として事業所管大臣が定める場合に該当するときは、当該再委託を行った者までの情報の届出とすることを認める。

導入等計画書の届出に関する事前届出事項 (第4章第1節(2))

- 導入等計画書の記載事項は、法52条2項各号<sup>5</sup>で規定されるが、ここでは、特定重要設備のサプライチェーンに關与する主体(特定重要設備やその構成設備の供給者等)や重要維持管理等の委託の相手方の情報等が要求されている。
- 特定重要設備のサプライチェーンに關与する主体については、その名称や住所に加えて、次のような、外部からの影響の有無やその程度を評価するために必要となる事項の記載が求められる。

特定重要設備の供給者に関する事項の例	重要維持管理等の委託の相手方に関する事項の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定重要設備の供給者の名称、<u>住所、設立国</u></li> <li>• <u>一定割合以上の議決権保有者の名称、国籍、保有割合</u></li> <li>• <u>役員の氏名、国籍</u></li> <li>• <u>外国政府等との取引高が一定割合以上である場合、当該国名及び割合</u></li> <li>• 設備の<u>製造場所</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委託の相手方の名称、<u>住所、設立国</u></li> <li>• <u>一定割合以上の議決権保有者の名称、国籍、保有割合</u></li> <li>• <u>役員の氏名、国籍</u></li> <li>• <u>外国政府等との取引高が一定割合以上である場合、当該国名及び割合</u></li> </ul>

- 法52条2項4号の主務省令で定める「前3号に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項」としては、例えば、特定社会基盤事業者が自ら講じるべきリスク管理措置(後記のリスク管理措置(第4章第1節(5))の項目を参照。)が定められることとなる。

審査に当たっての考慮要素 (第4章第1節(4))

- 導入等計画書に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかの審査に当たって、以下の事項等を考慮する。
  - ① 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備の供給者等が我が国の外部にある主体から強い影響を受けているかどうか

<sup>5</sup> 法52条2項では、①特定重要設備の概要、②特定重要設備の導入を行う場合にあっては、(イ)導入の内容及び時期、(ロ)特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの、(ハ)特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものに関する事項として主務省令で定めるもの、③特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、(イ)重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間、(ロ)重要維持管理等の委託の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの、(ハ)重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者<sup>5</sup>に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあっては、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの、④①～③に掲げるもののほか、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務省令で定める事項を記載することを求めている。

<ul style="list-style-type: none"> <li>② 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、<u>リスク管理措置を講じているかどうか</u></li> <li>③ 特定社会基盤事業者が導入等を行おうとする特定重要設備について、その供給者等が供給する特定重要設備及び構成設備に関する製品に対して<u>脆弱性が指摘された例</u>、その供給者等が実施する重要維持管理等に対して<u>不適切性が指摘された例</u>及びその供給者等に対して<u>我が国の法令や国際的に受け入れられた基準等の不遵守等が指摘された例</u></li> <li>④ その他、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれに関する事項(特定重要設備の供給者等が、<u>我が国及び同盟国・同志国に対する妨害行為に関与したとの指摘の有無等</u>)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>我が国の外部にある主体から強い影響を受けている事業者からの設備の導入等について慎重な審査を行う必要がある</u>。国家安全保障戦略(令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定)等に示されたように、我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面していること等も踏まえる<sup>6</sup>。</li> <li>• 例えば、<u>我が国が経済制裁措置をとっている対象及びその対象から強い影響を受けている事業者からの特定重要設備の導入等については、慎重な審査を行う必要がある</u>。</li> </ul>
<p><b>リスク管理措置 (第4章第1節(5))</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれを低減させるために、特定社会基盤事業者自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて、リスク管理措置を講じることが有効であり、国の審査にあたっては、このリスク管理措置の内容を提出される導入等計画書の届出内容を通じて確認する。</li> <li>• リスク管理措置としては、例えば次のようなものが考えられる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、<u>特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理</u>がなされ、当該管理がなされていることを<u>特定社会基盤事業者が確認</u>できることを契約等により担保している。</li> <li>② 特定重要設備及び構成設備について、<u>不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制</u>がとられており、不正な妨害が加えられた場合であっても、<u>冗長性が確保</u>されている等、役務の提供に支障を及ぼさない構成となっている。</li> <li>③ 特定社会基盤事業者が、特定重要設備及び構成設備の供給や委託(再委託を含む。)した重要維持管理等の適切性について、<u>外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを確認</u>している。</li> </ul> </li> <li>• リスク管理措置は、リスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、上記で例示した措置等のすべてを常に講ずることが求められるものではない。</li> </ul>
<p><b>導入等計画書の変更の届出及び報告に関する考え方 (第4章第1節(7))</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 導入計画書の変更届出(法54条1項)が必要となる、重要な変更として主務省令で定める事項としては、例えば、特定重要設備又は構成設備の供給者の変更等が該当し得る。</li> <li>• 軽微な変更として主務省令で定める事項としては、基本的には、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託について、特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査した結果に与える影響が小さいと認められる事項に関する変更を定めることが適当である。例えば、特定重要設備又は構成設備の供給者の国内における住所の変更等が該当し得ることとなる。</li> <li>• 特定重要設備の導入を行った後に、当該特定重要設備の構成設備に関する事項について主務省令で定める変更をする場合には、同項に基づき、当該変更の内容を遅滞なく事業所管大臣に報告しなければならない。</li> </ul>
<p><b>遡及適用に関する考え方 (第4章第2節(2))</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 導入等計画書の届出義務が生じた時点で既に完了している特定重要設備の導入や、既に開始している重要維持管理等の委託については、事後的に届出義務を課すことは行わない。</li> <li>• <u>導入等計画書の届出義務が生ずる前に導入を行った特定重要設備について、導入等計画書の届出義務が生じた後にその重要維持管理等の委託を開始する場合には、本制度の規制が適用されることとなる</u>。なお、重要維持管理等の委託について契約の更新を行う場合、当該委託の始期が届出義務が生じる前であっても、契約の更新に基づき重要維持管理等を行わせる前に届出が必要となる。</li> </ul>

<sup>6</sup> 国家安全保障戦略と経済安全保障については、本事務所ニューズレター「[新たな国家安全保障戦略の策定と経済安全保障・サイバー安全保障](#)」も参照されたい。

特定社会基盤事業者等に対する事前相談の実施（第5章第2節）

- 内閣総理大臣及び事業所管大臣は、基本指針の閣議決定後速やかに相談窓口を設置し、事前相談を受け付け、特定社会基盤事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うとともに、信頼関係の醸成を図る。

### 3. 事業者の指定基準案のポイント

- 今般の有識者会議資料では、各業種ごとの事業者の指定基準について、各省において検討中のものが示された(資料8)。
- 以下では、このうち特筆すべきものをピックアップする(包括的、網羅的に記載しているものではない点に留意されたい)。指定基準案においては、相当に具体的な基準案が示され、国会審議の政府答弁を通じて示唆されていたとおり、規模にかかわらず代替が困難なインフラ役務を提供するような一定の事業を除き、基本的には、中小の事業者は対象とならず、大規模事業者のみが指定対象となる方向性が示された<sup>7</sup>。

業種	指定対象・指定基準(案)
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>小売電気事業、特定送配電事業は指定対象外。</li> <li>一般送配電事業、送配電事業配電事業</li> <li>一般送配電事業、送電事業及び配電事業については、「国民の生存に不可欠な電気を供給する事業者」。</li> <li>発電事業については所有する発電設備の発電設備ごとの出力が50万KW以上の場合。</li> </ul>
ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス小売事業は指定対象外。</li> <li>一般ガス導管事業は、ガスメーター取り付け数30万個以上。</li> <li>特定ガス導管事業は、年間の託送供給量が10億m<sup>3</sup>以上であり、かつ、一般ガス導管事業者の導管に接続する導管を維持・運用する事業者。</li> <li>ガス製造事業は、製造設備の能力が20万m<sup>3</sup>/h以上である製造所を維持・運用する事業者。</li> </ul>
水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道業のうち簡易水道事業は対象外。当該事業以外の水道業は、給水人口100万人超。</li> <li>水道用水供給事業は、1日最大給水量50万m<sup>3</sup>超</li> </ul>
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種鉄道事業は、旅客営業キロ1,000km以上</li> </ul>
貨物自動車運送事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般貨物自動車運送事業は、実車キロ、輸送トン、車両数のシェアがいずれも5%以上かつ全国に営業所を設置</li> </ul>
外航貨物運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物定期航路事業・不定期航路事業(主として本邦の港と本邦外の地域の港との間において貨物を運送するもの)は、輸送量、運航隻数のシェアいずれも10%以上</li> </ul>
航空運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際航空運送事業・国内定期航空運送事業は、特定本邦航空運送事業者(客席数が100席又は最大離陸重量が50トンを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営む本邦航空運送事業者)<sup>8</sup>における国際線及び国内線の運航便数のシェアが上位から順に60%を超えるまで</li> </ul>
基幹放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上基幹放送であってテレビジョン放送を行うもののうち、自社制作番組比率25%以上、かつ放送対象地域における世帯数が全国の世帯数の25%以上である者</li> </ul>
電気通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録・届出を要する電気通信事業は、             <ol style="list-style-type: none"> <li>第一種指定電気通信設備を設置する者(当該者に県間通信に係る役務を提供する者を含む。)、</li> <li>国際海底ケーブルの回線数シェアが10%以上の者、</li> <li>5G開設計画の認定を受けた者、又は</li> <li>メッセージ交換サービスのうち、利用者数が6,000万人以上であって、かつ公共サービスに利用されているものを提供する者</li> </ol> </li> </ul>

<sup>7</sup> 本基本指針案第2章第1節において示される指定基準に関する考え方も整合的なものといえる。

<sup>8</sup> 航空法施行規則240条1項2号。

金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行業は、銀行業を営む者のうち、①預金残高:10兆円以上、②口座数:1,000万口座以上又は③ATM台数:1万台以上</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統中央機関(信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫)が行う事業は、系統中央機関の業務を行う者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金移動業は、利用者数:1,000万人以上かつ年間取扱額:4,000億円以上</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託業を営む者のうち信託財産額(再信託等した額を除く。)が300兆円以上であるもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険業免許を受けた者は、保険金等支払金(再保険料を除く):1.5兆円以上 又は契約件数:2,000万件以上</li> <li>損害保険業免許を受けた者は、元受正味保険金:1兆円以上又は契約件数:2,000万件以上</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種金融商品取引業を行う者(証券会社等)は、預り資産残高:30兆円以上又は口座数:500万口座以上</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業を行う者(その開設する有価証券の売買を行う取引所金融商品市場において、有価証券の総売買代金が75兆円未満である者を除く。)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者型前払式支払手段(プリペイドカード等)の発行の業務を行う事業を行う者は、年間発行額:1兆円以上かつその発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数が1万店以上</li> </ul>
クレジットカード (包括信用購入あっせん)	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード等の会員契約数:1,000万以上かつ年間取扱高:4兆円以上</li> </ul>

- 本制度による規制対象となる事業者は、今後定められる政令及び主務大臣による省令及び指定により確定し、最終的には官報による公示(必要に応じ、指定を行った事業所管大臣におけるホームページへの掲示等)を通じて、具体的な事業者名が指定されることが想定されている(本基本指針案第2章第2節(3))。今回の有識者会議の資料において各省で検討中のものとして示された案は今後も調整・変更される余地があるものの、指定対象を限定的に指定する基準案が示されたこともあり、大きな方向性は変わらないのではないと思われる。

#### 4. 今後のスケジュール・展望

本基本指針案のパブリックコメントに先立ち公表された、政府による経済安全保障法制に関する有識者会議の資料(資料6)によれば、本基本指針案は、パブリックコメント終了後の3月以降に、閣議決定を行うことが想定されている。そして、その後、政省令の策定、特定社会基盤事業者の指定、Q&Aやガイドラインの作成・公表を経て、2024年春ごろ以降に制度運用を開始するとされている。

特定社会基盤事業者の具体的な指定基準、いかなる設備が特定重要設備に該当するか<sup>9</sup>、及び、導入計画等に関する届出事項の詳細については、本基本指針案では規定されておらず、各事業所管大臣が定める省令(法50条1項、52条1項・2項2号ハ・3号ロハ・4号、86条2項参照)の策定を待つ必要がある。一方で、前記3.のとおり、規制対象となる事業者については、有識者会議資料を通じて各省庁において検討中の基準案が公表され、特定社会基盤事業者の外縁が示されたことや、本基本指針案において特定妨害行為の類型が例示されたこと(第1章第3節)、国における審査における考慮要素が示されたこと(本基本指針

<sup>9</sup> 推進法の法案審議では、例えば、航空事業においては飛行計画作成システム、貨物自動車運送業については集配管理システム、空港については航空灯火システム、銀行については内国為替システム、電気事業については、一般送配電事業に用いられる需給制御システム及び系統制御システムが例として挙げられている(衆議院内閣委員会11号令和4年3月23日木村政府参考人答弁。参議院内閣委員会10号令和4年4月14日小林国務大臣答弁)。

案(第4章第1節(4))等を通じて、制度の方向性はかなり明確になってきたものといえる。


本基本指針案において特筆すべきは、リスク管理措置という概念が導入されたことにある。すなわち、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが払しょくできない場合であっても、特定社会基盤事業者自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて、リスク管理措置を講じることにより、国による勧告・中止命令の対象とならずに、重要設備を導入し、維持・管理の委託を行う余地ができたといえる。これは、外国為替及び外国貿易法の対内直接投資審査における国の安全等のリスクを低減させるために外国投資家が行う誓約や、企業結合審査における問題解消措置<sup>10</sup>に類似する役割を果たすことになると思われる。リスク管理措置は、実務上はかなり重要なものとなることが見込まれる。このため、ガイドラインや Q&A を通じてリスク管理措置に関する更なる指針が示されることを期待するとともに、今後の実務の積み重ねに注目していく必要がある。

前記 3.をふまえて、本制度の適用対象となり得る事業者は、自社の事業との関係で本基本指針案において不明確な部分があれば、パブリックコメントや相談窓口等を利用するなどして、可能な限り現時点でルールの特化を図ると同時に、特定重要設備として規制対象となり得る設備を想定し、当該設備に使用している機器・ソフトウェア等をリストアップしていく必要がある。このような作業は、複数部署にまたがることが見込まれることから、制度の施行をまたずに準備を開始する必要があるように思われる。また、事前届出にあたっては、前記 2.のとおり、重要設備の供給者や外部委託の相手方についての詳細な情報が求められることになるため、これらの供給者や相手方についても可能な限り属性調査(経済制裁対象者等がないか等)を進めるとともに、必要に応じてリスク管理措置を講ずることにより、2024 年の春以降に検討している制度の本格運用に向けた対応を行っていく必要があると考えられる。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>10</sup> [企業結合審査の手続に関する対応方針](#) 第 5 等を参照されたい。